

## 乳児健康診査を県外の医療機関で受診される方へ



里帰り出産等の理由により、乳児健康診査(1か月児・3か月児・7か月児)を県外の医療機関等で受診される方は、下松市の基準額の範囲内での受診料の補助が受けられます。

以下の要領で受診してください。(※ 転出された方は該当しません)

### ① 県外の医療機関を受診します。

受診の際、以下を医療機関にお渡しください。

- ・ 医療機関宛説明書 (初回受診時のみ)
- ・ 乳児健康診査受診票
- ・ 母子健康手帳
- ・ 下松市乳児健康診査事業補助金交付申請書  
(医療機関で乳児健診のみの領収書が発行されない場合に必要)

### ② 受診後は受診料を支払い、領収書などを受け取ります。

医療機関では、一旦、実費をお支払いいただきます。以下を受け取って帰ってください。

- ・ 『下松市乳児健康診査事業補助金交付申請書』の下部の様式での領収書、もしくは医療機関で発行される乳児健康診査単一の領収書
- ・ 乳児健康診査受診票(下松市分と本人分)
- ・ 母子健康手帳

### ③ 後日、下松市こども家庭課 母子保健係の窓口で申請をします。

県外での最後の乳児健診受診後、なるべく早く以下をご持参ください。

申請は代理の方でも構いません。

- ・ 下松市乳児健康診査事業補助金交付申請書 (※見本を見て記入をしてください)
- ・ 領収書(乳児健康診査単一のもの)……申請書の領収書部分に記載がある場合は不要
- ・ 乳児健康診査受診票(下松市分)……結果が記入されているもの
- ・ 母子健康手帳

市のホームページから様式をダウンロードすることもできます。

そのほか、ご不明点はこども家庭課へお問い合わせください。

下松市こども家庭課 母子保健係  
(こども家庭センター ハピスタくだまつ)  
下松市中央町21番1号  
Tel:0833-41-1022